



三労発基 0823 第 1 号
令和 4 年 8 月 23 日

三重地方最低賃金審議会
会 長 安 井 広 伸 殿

三 重 労 働 局 長
金 尾 文 敬

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 4 年 8 月 19 日付けをもって三重県労働組合総連合議長臼井照男から、同年同月 22 日付けをもって南勢ユニオン書記長奥野忠及び三重一般労働組合〈ユニオンみえ〉執行委員長江川正典から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。